



令和6年10月25日

二本松市議会 議長殿

一般社団法人 中国における臓器移植を考える会

代表 丸山治章



臓器移植に関わる不正取引、非人道性が疑われる国への渡航移植等を防止するための
法整備等を求める意見書提出の陳情



陳情の趣旨

国際社会と足並みを揃え、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備と適切な臓器移植が行われる必要性について啓発を求める意見書を国へ提出することについて陳情します。

陳情の理由

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、日本人が思わぬ医療事故や犯罪に巻き込まれるリスクは増加しています。

この状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしています。国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年、人体器官の取引を犯罪とし、移植ツーリズムの防止を署名国（135カ国）に求める「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明しました。不正な臓器移植に対処する法律も各国で制定され、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年英国で関連法が整備されています。

我が国では、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会が2022年12月が、前記の宣言内容の履行強化を誓う「イスタンブール宣言 2018 5学会共同声明」を表明しています。しかし、それに対応する法律はいまだ整備されていません。

我が国の臓器提供は年間約100件程度にとどまり、希望者数の0.6%程度（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク出典）しか移植手術を受けられないといった、深刻なドナー不足があります。この現状から、海外へ渡航移植する人は後を絶ちません。厚生労働省の調査によれば、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上ります。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしない斡旋を行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在しています。実際、国の認可を受けずに臓器移植の斡旋を行ったとして、NPO法人の理事が逮捕、起訴されています。このほか、国連人権報告官より、臓器移植のために無実の囚人を搾取していると指摘されている中国に対して、我が国の民間企業は免疫抑制剤を供給したり、医療機関が技術指導を行うなど、人道問題への取り組みに積極性を欠いているとの国際社会からの批判も受けています。

このような状況を踏まえ、貴議会におかれましては、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備を求める意見書を提出することを強く要請致します。

本意見書の提出は、我が国が人道問題に積極的に取り組み、国際社会における責任を果たすため、そして、国民の生命と人権を守るための重要な一歩となります。貴議長殿をはじめとする議員各位には、本陳情にご理解いただき、意見書の提出にご尽力賜りますようお願い申し上げます。



中国へ渡航移植

日本国厚生労働省

2023年6月、厚生労働省が行った実態調査で、中国で移植を受けたのち日本の医療機関に通院している患者は175人いることがわかった。

調査は日本各地の医療機関（203施設280診療科）を対象に行われた。

供給されたドナー臓器の出所が不明な中国で移植手術を受ければ、人道犯罪におのずと加担してしまう恐れがある。

【報告】海外渡航移植患者の実態調査の結果

○調査数：203施設 280診療科（うち腎臓171 肝臓87 心臓11 肺11）
○渡航移植患者の診療を実施している施設：88施設 111診療科（腎臓71 肝臓29 心臓9 肺2）
○令和5年3月31日時点での移植後の外来通院患者数 31,684名（国内で臓器移植を受けた患者31,141名を含む）
○渡航移植患者数：543名
生体ドナー：42名（腎臓36名 肝臓6名）
死体ドナー：416名（腎臓131名 肝臓135名 心臓148名 肺2名）
不明：85名（腎臓33名 肝臓2名）
○渡航先
米国 227名（うち腎臓58名 肝臓36名 心臓131名 肺2名）
中国 175名（うち腎臓140名 肝臓24名 心臓1名）
オーストラリア 41名（うち腎臓41名） フィリピン 27名（うち腎臓27名）
ドイツ 13名（うち腎臓2名 心臓11名） コロンビア 11名（うち腎臓11名）
ペルー 5名（うち腎臓5名） インド 4名（うち腎臓3名 肝臓1名）
パキスタン 4名（うち腎臓4名） スウェーデン 4名（うち腎臓4名）
カナダ 4名（うち腎臓1名 心臓3名） ベトナム 3名（うち腎臓3名）
韓国 3名（うち腎臓2名 肝臓1名） ブルガリア 2名（うち腎臓2名）
タイ 2名（うち腎臓1名 肝臓1名） イギリス 2名（うち心臓2名） トルコ 1名（うち腎臓1名）
カザフスタン 1名（うち腎臓1名） メキシコ 1名（うち腎臓1名） ブラジル 1名（うち腎臓1名）
カンボジア 1名（うち腎臓1名） 台湾 1名（うち腎臓1名） アルゼンチン 1名（うち腎臓1名）
エジプト 1名（うち腎臓1名） イタリア 1名（うち腎臓1名）
不明 7名（うち腎臓5名 肝臓2名）



臓器収奪を非難

欧州議会

2024年1月18日、欧州議会は中国共産党による法輪功や他の少数派への迫害停止を求める決議を採択した。

無実の囚人からの臓器収奪は「頻繁に」報告されているとし、加担者に対して制裁を科すようEU加盟国に求めた。

決議は非難対象を「中国」ではなく「中国共産党」とし、迫害政策は政権主導であることを強調した。

European Parliament
2019-2024



TEXTS ADOPTED

P9_TA(2024)0037

The ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande

European Parliament resolution of 18 January 2024 on the ongoing persecution of Falun Gong in China, notably the case of Mr Ding Yuande (2024/2504(RSP))

中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料2

日本国厚生労働省
海外渡航移植患者の
実態調査



欧州議会
中国共産党による
法輪功迫害非難決議





法輪功保護法案

米連邦下院

2024年4月25日、米連邦下院で法輪功保護法案が可決した。

良心の囚人らから強制的に臓器を摘出する「臓器狩り」に関与したものに制裁を科すことを定めた、米国で初となる法案となる。

制裁には資産凍結、米国入国禁止、経済的制裁、刑事罰などがある。

H. R. 4132

AN ACT

To provide for the imposition of sanctions with respect to forced organ harvesting within the People's Republic of China, and for other purposes.

Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled,

SECTION 1. SHORT TITLE.

This Act may be cited as the "Falun Gong Protection Act".



臓器収奪の警告

国連人権特別報告官

2021年6月14日、国連人権特別報告官は中国に対する警告を発表した。

拘束された少数民族や法輪功学習者が、移植用臓器の摘出対象になっているとの「信頼できる情報」があったとした。

強制的な臓器検査と移植用データベースへの登録が行なわれており、「非常に警戒している」と表明した。

China: UN human rights experts alarmed by 'organ harvesting' allegations

中文

GENEVA (14 June 2021) – UN human rights experts* said today they were extremely alarmed by reports of alleged 'organ harvesting' targeting minorities, including Falun Gong practitioners, Uyghurs, Tibetans, Muslims and Christians, in detention in China.

中国における臓器収奪停止のため日本の法整備を求める意見書の要請 添付資料1



臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植ツーリズム等を防止するための法整備等を求める
意見書（案）

世界的な移植用臓器の不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引、移植目的の渡航等が、世界における医療の倫理的問題や人権を侵害する大きな問題となっている。

このような問題に取り組むため、国際移植学会（TTS）および国際腎臓学会（ISN）は2008年4月に、臓器取引・人身取引の犯罪化し、移植ツーリズムの防止を掲げた「臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言」を声明した。日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会および日本透析医学会は2022年12月、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする「イスタンブール宣言2018 5学会共同声明」を表明した。

国内では、現在約1万6500人もの人が移植を希望し登録している（公益社団法人日本臓器移植ネットワーク）が、臓器提供は年間で約100件となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題である。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たない。厚生労働省の調査によると、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人に上る。いっぽう、海外での臓器移植は手術後に患者が死亡する危険な事例もあるほか、違法な臓器売買を疑われた場合、帰国後、国内の医療機関での診療を拒否される場合もある。

渡航移植は、邦人が思わぬ医療犯罪や非人道犯罪に巻き込まれる恐れがあるものの、我が国には渡航移植を制限する法律はなく、いつ、どこで、誰が、どのような手術を受けたのか、自治体や医療機関は確認することができない。したがって、臓器提供の透明性を確保する制度の整備は必要である。前記宣言にならい、不正な臓器取引の禁止、移植ツーリズムの防止、さらには、適切で公正な臓器移植に関する啓蒙や教育の一層の強化も欠くことはできない。

よって〇〇議会は、国会及び政府に対し、臓器移植に関わる不正な臓器取引、移植目的の渡航等を防止するための法整備等に早急に取り組むことを求める。

以上、地方自治法第〇〇条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議会議長

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣